

○募集職種、勤務条件、応募資格等

| 職種              | 応募資格              | 業務内容             | 募集人員   | 勤務形態                                                                               | 報酬額               |
|-----------------|-------------------|------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 保育士             | 保育士免許証            | 公立保育所等での保育業務     | 11 名程度 | ・原則、月曜日～土曜日のシフト制（週休 2 日制）で、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間勤務） | ※月額<br>203,767 円～ |
| 保育士<br>（勤務代替職員） | 保育士免許証            | 公立保育所での保育業務      | 若干名    | ・原則、月曜日～土曜日のシフト制で、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間以内勤務）        | 時給<br>1,386 円～    |
| みなし保育士          | 幼稚園教諭免許証等         | 公立保育所での保育業務      | 若干名    | ・原則、月曜日～土曜日のシフト制（週休 2 日制）で、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間勤務） | 月額<br>201,058 円～  |
| 栄養士             | 栄養士免許証            | 公立保育所での栄養士業務     | 1 名    | ・原則、月曜日～土曜日、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた曜日及び時間（週 2～3 日程度、35 時間以内勤務）  | 時給<br>1,386 円～    |
| 調理員             | 調理師免許証            | 公立保育所での調理業務      | 2 名    | ・原則、月曜日～土曜日のシフト制（週休 2 日制）で、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間勤務） | 月額<br>203,767 円～  |
| 調理員<br>（勤務代替職員） | 調理師免許証            | 公立保育所での調理業務      | 若干名    | ・原則、月曜日～土曜日のシフト制で、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間以内勤務）        | 時給<br>1,386 円～    |
| 調理員<br>（勤務代替職員） | なし                |                  |        |                                                                                    | 時給<br>1,340 円～    |
| 放課後児童支援員        | 放課後児童支援員認定資格研修修了証 | 放課後児童クラブに係る支援員業務 | 若干名    | ・原則、月曜日～金曜日、午後 1 時から午後 6 時までの間で勤務部署によって定められた時間（週 35 時間以内勤務）                        | 時給<br>1,376 円～    |

|             |    |                    |  |  |                |
|-------------|----|--------------------|--|--|----------------|
| 放課後児童支援員補助員 | なし | 放課後児童クラブに係る支援員補助業務 |  |  | 時給<br>1,230 円～ |
|-------------|----|--------------------|--|--|----------------|

※保育士のクラス担任者の月額報酬は 218,580 円～

※一定の条件を満たす場合は、在職期間や勤務成績に応じた手当（期末手当及び勤勉手当）が支給されるほか、時間外勤務など該当する勤務があった場合は、勤務実績に応じた手当相当額が支給されます。

※規程等に基づき、支給要件に応じて費用弁償として通勤費用が支給されます。

※退職後の退職手当の支給はありません。